Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	0
Ⅳ　資金増加額	49,117,221,209
Ⅴ　資金期首残高	19,874,759,038
Ⅵ　資金期末残高	68,991,980,247

行政サービス実施コスト計算書

（平成23年４月１日～平成24年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	271,906,598,658		
一般管理費	1,177,747,110		
財務費用	136,876		
雑損	484,650		
臨時損失	625,783		
法人税、住民税及び事業税	70,000	273,085,663,077	
⑵　（控除）自己収入等			
受託収入	△　519,149,521		
寄附金収益	△　267,339,518		
図書販売収入	△　375,289		
財務収益	△　237,060,325		
雑益	△　157,582,207	△　1,181,506,860	
業務費用合計			271,904,156,217
Ⅱ　損益外減価償却相当額			5,967,358
Ⅲ　損益外除売却差額相当額			△　276,465
Ⅳ　引当外賞与見積額			6,817,760
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			118,191,433
Ⅵ　機会費用			
政府出資等の機会費用			6,896,342
Ⅶ　（控除）法人税等及び国庫納付額			△　70,000
Ⅷ　行政サービス実施コスト			272,041,682,645

重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会、財政制度分科会、法制・公会計部会　平成23年６月28日最終改訂）並びに「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ（総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会　平成24年３月最終改訂）を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び附属設備　５～15年

車両運搬具　２～５年

工具器具及び備品　２～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

一般勘定の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。学術研究助成業務勘定の賞与については、学術研究助成基金補助金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。先端研究助成業務勘定及び研究者海外派遣業務勘定については、職員に対する賞与の支払いに充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金および年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

６．たな卸資産の評価基準及び評価方法

出版物

個別法による低価法を採用しております。

７．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成24年３月末利回りを参考に0.985%で計算しております。

８．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項

１．区分経理関係

独立行政法人日本学術振興会法附則第２条の５に基づき、同法第15条で定められる当法人の業務のうち、同法附則第２条の２第１項第１号に掲げられる業務（先端研究助成業務）と附則第２条の２第１項第２号に掲げられる業務（研究者海外派遣業務）について特別な勘定を設けて経理しております（先端研究助成業務勘定及び研究者海外派遣業務勘定）。

また、平成23年度より同法第19条に基づき、同法第15条で定められる当法人の業務のうち、同法第18条第１項に規定する業務（学術研究助成業務）について特別な勘定も設けて経理しております（学術研究助成業務勘定）。

同法15条の第１号から第９号に掲げられる業務のうち、上記３業務を除いた業務は一般勘定で経理されております。